

建築基準法施行規則及び告示の改正について

建築基準法施行規則及び告示の改正が6月1日に施行されます。
改正の概要は以下のとおりです。

1. 構造計算概要書の廃止(告示の改正もあります)
2. 建築設備に係る確認申請図書の簡素化(告示の改正もあります)
3. 「軽微な変更」の見直し
4. 確認申請図書の補正の対象の見直し
5. 確認審査と構造計算適合性判定審査の並行審査
6. 建築材料・防火設備等に係る大臣認定書の省略
7. 消防同意手続きとの並行審査
8. その他

1. 構造計算概要書の廃止

1) 確認申請図書の変更

- ① 確認申請時に以下の建築物について添付が求められていた構造計算概要書が不要とされました。

【施行規則第1条の3第1項表3中】

- ・ 令第81条第2項第1号イに規定する保有水平耐力計算により安全性を確かめた建築物
- ・ 令第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算により安全性を確かめた建築物
- ・ 令第81条第2項第2号イに規定する許容応力度等計算により安全性を確かめた建築物
- ・ 令第81条第3項に規定する令第82条各号及び令第82条の4に定めるところによる構造計算により安全性を確かめた建築物

- ② 構造計算概要書が不要になっても、施行規則第1条の3表3における留意事項に「その他の構造計算書の構成を識別できる措置を講じること」が定められていますので、改正後においても、「構造上の特徴」、「構造計算方針」、「適用する構造計算」、「使用プログラムの概要」は構造計算書の中に記載する必要があります。

- ③ 「構造計算書の構成が分かる目次」についても、構造計算書の表紙の次に記載することになりました。

2) 関連する告示の変更

構造計算概要書の廃止することに伴い、①構造計算概要書、応力図、基礎反力図等の様式を定めた告示、②プレストレストコンクリート造の建築物・免震建築物・壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物・枠組壁工法又は木質プレファブ工法を用いた建築物・特定畜舎等建築物・膜構造建築物・テント倉庫建築物・鉄筋コンクリート組積造の建築物・エネルギーの釣合いに基づく耐震計算等の構造計算による建築物等の安全性を確かめた場合の構造計算書を定めた以下の告示について、該当する部分が削除されました。

- ・ H19 告示第817号
- ・ H19 告示第823号からH19 告示831号

- 3) 構造計算概要書は廃止されましたが、応力図、基礎反力図、断面検定比図は必要となります。

2. 建築設備に係る確認申請図書の簡素化

非常用照明装置、便所、配管設備、換気設備について、確認申請図書の種類や明示すべき事項の一部が簡素化されました。

1) 非常用照明装置

非常用照明装置の構造については各階平面図に明示することとし、照明装置に係る構造詳細図の提出が不要となりました。

2) 便所

水洗便所に係る構造詳細図の提出が不要となりました。

3) 配管設備

配管設備に係る構造詳細図のうち仕様書等で確認可能なものは提出が不要となりました。

- ①配管設備の構造詳細図に明示すべき事項のうち、「配管設備の構造」「覆いの有無」については、系統図等で確認する。
- ②配管設備の構造詳細図に明示すべき事項のうち、配管設備に講じる措置に係るものについては、仕様書等で確認する。
- ③配管設備の構造詳細図に明示すべき事項のうち、「ガス栓の構造」については、仕様書等で確認する。
- ④配管設備の構造詳細図に明示すべき事項のうち、「排水トラップの構造」については、仕様書等で確認する。
- ⑤給水タンク等に係る構造詳細図の明示すべき事項は、「給水タンク等の構造」において確認する。

4) 換気設備

換気扇の構造詳細図は提出が不要とされました。ただし、外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造(フード、ガラリ、バンドキャップ等)に係る構造詳細図については、改正後も必要です。

3. 「軽微な変更」の見直し

1) 「軽微な変更」の対象の拡大

軽微な変更については、規則第3条の2第1項各号のいずれかに該当し、かつ、変更後の計画が「建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」と改正され、対象の範囲が拡大されました。

計画の変更に係る確認を要しない「軽微な変更」の対象は

(改正前):安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないもの



(改正後):変更後も建築物の計画が建築基準関係規定の適合することが明らかなもの

2) 軽微な変更に関する基本的な考え方

① 軽微な変更の対象となるものは

「一つの変更」ごとに、規則第3条の2第1項第1号から第15号までのいずれかに該当し、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなもの

② 建築基準関係規定に適合することが明らかなものとは

高度な計算や検討によらず、建築基準関係規定への適合が確認できるもの

③ 「一つの変更」とは

「軽微な変更」は、一体性のある「一つの変更」の単位ごとに判断する

【例】 間仕切壁の位置の変更に伴い、当該間仕切壁に設置されている建築設備の位置の変更は合わせて「一つの変更」になる

④ 高度な計算や検討とは

【例】 ・ 構造耐力関係規定では、全体架構モデルの再計算を要するもの

・ 防火・避難関係規定では、避難安全検証法や耐火性能検証の再検討を要するもの

・ 集団規定では、日影規制に係る日影図による再検討や天空率の再計算を要するもの

⑤ 施工管理上の微小な施工誤差

建築基準関係規定に適合している場合は、計画変更該当しない。

3) 「軽微な変更」の適用

申請者は中間検査・完了検査時において、検査申請書に「軽微な変更の概要」を記載し、軽微な変更説明書を提出する必要があります。

当社では、中間検査・完了検査前に「建築物等計画変更届」を提出している場合は、「軽微な変更説明書」が提出されたものと同一と判断します。

審査機関は、「軽微な変更」に該当するかどうかを確認することになっています。もし、軽微な変更該当しない場合は、完了検査にあつては「検査済証を交付できない旨の通知書」、中間検査にあつては「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」を交付することとなります。

このため、申請者等は計画の変更が「軽微な変更」に該当するかどうかについて、あらかじめ審査機関と相談・調整することが望ましいです。

4) 構造関係の適用

構造耐力関係規定で、「建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」の判断で重要な基準は、変更の内容が再度建築物の全体架構モデル計算をおこなわなくてよいものであるかどうかになります。なお、全体の構造計算をやり直す場合でも新旧の入力データにより、変更内容が軽度で全体への影響が無いことが容易に分かる場合は、「建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」と判断される場合があります。

一方、計画の変更が全体の架構に与える影響が大きく、応力が明らかに変動する場合は「軽微な変更」に該当しません。

5) 「軽微な変更」の適用事例

以下の適用事例は、「変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」であることが、前提条件であります。

【例】 ・ 防煙たれ壁の位置の変更、間仕切壁の位置の変更、階段の構造の変更、天井高さの変更等

・ 排煙設備や非常用照明装置等の変更

・ 基礎杭の位置や構造の変更、直接基礎の地盤改良工法の変更

・ 庇の大きさの変更、小梁の位置の変更等

・ 鉄骨の種別や断面性能の変更、継ぎ手又は仕口の変更

・ RC造の柱・梁等の配筋や断面形状の変更、鉄筋の仕様の変更、鉄筋の継ぎ手や定着方法の変更、コンクリート

- 材料の変更、耐力壁の開口部の位置や大きさの変更
- ・ 配管貫通口等の壁の小さな開口部の位置や大きさ、ダクトの長さの変更等

4. 確認申請図書の補正の対象の見直し

確認申請図書の補正の対象の拡大等

1) 概要

- ① 確認申請図書の補正の対象は、「確認審査等に関する指針」(H19告示第835号)により、「軽微な不備」とされていたが、改正により「不備」(一定の条件があります)と変更になりました。
- ② 審査機関が補正や追加説明書を求める場合には、「適合するかどうか決定できない旨の通知(以下「法定通知」という。)を交付することになっていましたが、この「法定通知」は「正当な理由」がある場合に行うことが明確化されました。
- ③ 審査機関が補正又は追加説明書の提出を申請者等に求める場合は、原則として、「書面の交付」により求めることになりました。
- ④ 以下の申請は、適正な申請図書と認められないため、従来とおり補正等の対象となりません。
 - ・ 申請図書等の記載事項が大幅に欠落しており、建築計画が確定しているとは認められないもの
 - ・ 設計図書の不整合が多数あり、審査の実施が困難なもの

2) 補正が認められる「不備」とは

確認申請図書の「補正」については、審査機関が指摘し申請者が行う「建築基準関係規定に適合するために必要な修正箇所」が補正の対象となりました。

補正の対象は

(改正前):軽微な不備(誤記、記載漏れ等)



(改正後):不備(申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるもの)

なお、確認審査を行っている期間中に申請者等の意思により計画の変更を行う場合については、従来と同様であり「補正」の対象に認められません。

3) 補正等の手続き

これまで、確認申請を引受けた場合は、審査機関が申請者等に対して指摘を行う場合については、「法定通知」により一定の期間を定めて、補正や追加説明書の提出を求められていました。

改正により、申請図書等に不備がある場合、申請図書等の記載事項に不明確な点がある場合は、これらの内容を明確にした書面を申請者等に交付(以下「補正等の書面の交付」という。))し、相当な期間を定めて補正又は追加説明書の提出を求めることになりました。

補正の手続きは

(改正前):「適合するかどうか決定できない旨の通知」(法定通知)を行い、一定の期間を定めて、補正又は追加説明書を求める



**(改正後):書面により通知を行い、相当な期間を定めて、補正又は追加説明書を求める
(相当な期間とは概ね2週間とし、この期間は法第6条第4項の期間に含まれる)**

定められた相当の期間までに申請者等が補正や追加説明書等を提出しない場合、提出してもその内容が不十分な場合等は、「正当な理由」があるとして、「適合するかどうか決定できない旨の通知書」(法定通知)が交付されます。

4) 補正等の方法

補正等の方法が以下のように変更されました。

① 図面の補正の方法

- 【例】
- ・ 申請図面を訂正印により訂正
 - ・ 旧図面を新図面に差し替え
 - ・ 申請図面に新図面を追加(追加説明書)

② 構造計算書の補正の方法(構造計算プログラムを用いた構造計算書)

- 【例】
- ・ 一貫構造計算プログラムで作成された構造計算書は、一貫計算の出力部分の一部のみの補正はできません。

- ・ 入力データの修正が適切に行われているかを確認するための補足資料として、新旧の構造計算書のエコーデータ比較表等が必要な場合があります。
 - ・ 提出された構造計算書のうち補正の対象とならないものは、追加説明書として扱われます。
 - ・ 荷重等に軽微な不整合があっても、建築物全体に影響が及ぼさないことが確認できる追加説明書の場合には、一貫計算の部分的出力や再計算によらない部分的な検討での対応が可能であります。この場合、新旧のエコーデータを示し、変更箇所を明確にした上で、部分的計算を添付するなどすれば容易に確認できる。
- ③ 申請図書等の補正により不要となった図書等の取扱いは、審査機関の判断によることになりました。当社では、不要となった図書等は申請者等に返却することとしました。
- また、「法定通知」により、申請者等が追加説明書を提出することにより不要となった図書等も、補正と同様に図書等は申請者等に返却することとしました。

5. 確認審査と構造計算適合性判定審査の並行審査

1) 概要

これまで、審査機関は、構造に係る確認審査の後に構造計算適合性判定を求めていましたが、確認審査を終える前でも構造計算適合性判定を求めることができることとなりました(並行審査)。

2) 並行審査とは

改正により、確認の構造審査と構造計算適合性判定審査を並行して行うことが可能になったことで、審査期間の短縮が期待できます。並行審査を行った場合には、申請者等は確認による指摘事項と構造計算適合性判定による指摘事項に対する補正等の作業をまとめて行うことも可能となります。

当社では、確認による指摘事項と構造計算適合性判定による指摘事項を別々の書面により通知することとします。

構造計算適合性判定を求める時期は

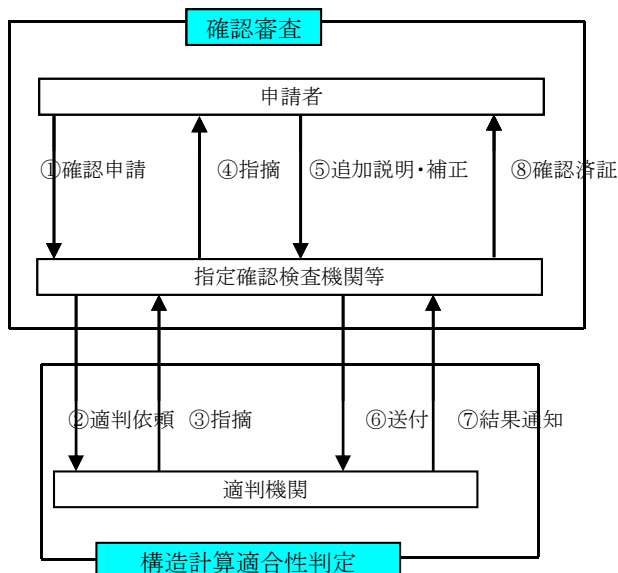
(改正前): 構造に係る確認審査後に求める



(改正後): 当該確認審査を終える前においても、構造計算適合性判定を求めることができる

3) 並行審査の方法

審査機関の構造審査と構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定審査を並行で行う場合の基本的なフローは概ね以下のようになります。



4) 並行審査が可能であるか否かの判断

① 不整合が少なく設計の完成度が高い図書等による申請については、並行審査により審査機関の短縮が図られますが、不整合や補正等が多数ある場合には、手戻りが発生することが考えられます。この場合は、逆に審査期間が長期化してしまうこともあります。

審査の実質的な手戻りを防止するために、設計者による申請前における十分な検討や整合性の確認が行われていることが前提ですが、法解釈等で判断が難しい場合は審査機関へ事前に確認することも必要です。

② 意匠等との審査と構造審査の関係において、建物形態や防火避難規定等に問題がある場合、構造関係図書や構造計算書に大きな影響が出て、構造計算のやり直しにいたる場合が想定されます。

このため、意匠審査において構造計算に影響する問題が無いことを確認することが必要となってきます。

- ③ そこで、当社では並行審査について、各県の知事が定めた並行審査基準により行うこととしました。
- ④ 構造に係る確認審査の指摘事項と構造計算適合性判定の指摘事項は基本的にまとめて行いますが、審査状況からみて支障が無いと判断された場合は、審査機関と構造計算適合性判定の指摘事項は別々に提供します。
- ⑤ 並行審査が可能となりましたが、今まで行われてきた直列型の審査を行うこともできます。

6. 建築材料・防火設備等に係る大臣認定書の省略

- ・ 建築材料、防火構造、準耐火(耐火)構造、遮音構造、防火設備、防火区画貫通の管等について構造方法等の認定データベースに登録することにより、審査機関が大臣認定書を参照できる環境を整備し、確認申請における構造方法等の認定書の添付を不要とします。
- ・ データベースの閲覧対象となる構造方法等の認定
耐火構造(法第2条第7号)、準耐火構造(法第2条第7号の2)、防火構造(法第2条第8号)、不燃材料(法第2条第9号)、防火設備(法第2条第9号の2ロ)、屋根飛火(法第22条第1項)、外壁(法第23条)、遮音(法第30条)、飛び火屋根(法第63条)、外壁開口部の防火戸(法第64条)、準不燃材料(令第1条第5号)、難燃材料(令第1条第6号)、シックハウス建材(令第20条の7第2項から第4項)、柱の防火被覆(令第70条)、準耐火構造と同等(令第109条の3第1号)、準耐火構造と同等(令第109条の3第2号ハ)、特定防火設備(令第112条第1項)、防火設備又は特定防火設備(令第112条第14項第1号及び第2号)、防火区画貫通(令第112条第16項)、防火壁(令第113条第1項第3号)、防火設備(令第114条第5項)、煙突(令第115条第1項第3号ロ)、防火壁の設置を要しない建築物(令第115条の2第1項第4号)、耐火建築物とすることを要しない特殊建築物(令第115条の2の2第1項第1号)、耐火建築物とすることを要しない特殊建築物(令第115条の2の2第1項第4号ハ)、防火設備(令第126条の2第2項)、区画貫通部の管(令第129条の2の5第1項第7号のハ)、特定防火設備(令第129条の13の2第3号)、防火設備(令第136条の2第1号)、防火設備(令第137条の14第3号ロ)、特定防火設備(令第145条第1項第2号)

7. 消防同意手続きとの並行審査

消防同意手続きとの並行審査を行うことにより、審査期間の短縮が可能になります。しかし、実際に消防同意手続きとの並行審査を行うためには、各消防機関による協議手続きや対応も異なるため、審査機関と各消防機関との調整を行い相互の了解のもとで行う必要があります。

8. その他

- 1) 「歩行距離」の記載について
「歩行距離」については、階ごとに直通階段に至る歩行距離が最大となるものが明らかな場合は、その最大となる歩行距離のみについて明示すればよく、全居室について記載する必要はありません。
- 2) 「求積図」の記載について
床面積の求積図について、CAD等を用いる場合は三斜求積図とする必要はありません。ただし、求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式については明示することが必要です。
- 3) かまど、コンロその他の設備器具の位置、種類及び発熱量」の記載について
発熱量の根拠となるカタログ等の提出は不要です。器具の位置については、各階平面図において明示し、種別及び発熱量については換気設備の仕様書等で有効換気量として明示することも可能です。
- 4) 給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法」の記載について
PQ線図(ダクト抵抗曲線に対する排気量を記載した線図)を記載すれば、換気設備機器のカタログの提出は不要です。
- 5) 建築設備の確認申請図書における二面以上の断面図の記載について
二面以上の断面図に明示すべき事項を他の図書(平面図、系統図等)に明示したときは、当該事項を二面以上の断面図に明示することは不要です。
- 6) 構造計算概要書は廃止されましたが、応力図、基礎反力図、断面検定比図は必要となります。